

ま福第1835号
令和7年2月26日

横手市指定介護保険サービス事業所等 管理者 様
(訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、
介護予防支援、短期入所系サービス、多機能系サービス)

横手市まるごと福祉課長

【令和7年4月適用開始分】業務継続計画(BCP)未策定減算に係る届出
および身体拘束廃止未実施減算に係る届出について(通知)

日頃より横手市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年4月1日から、短期入所系サービスと多機能系サービスで「身体拘束廃止未実施減算」、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援と介護予防支援で「業務継続計画(BCP)未策定減算」の適用が始まります。

減算とならないためには、適切な措置を講じるとともに、届出書類の提出が必要です。

つきましては、下記についてご確認の上、ご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 【令和7年4月適用開始分】身体拘束廃止未実施減算に係る届出について
対象:短期入所系サービス(グループホームの短期含む)、多機能系
2. 【令和7年4月適用開始分】業務継続計画(BCP)未策定減算に係る届出について
対象:訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援

上記、1. 2の対象サービスや必要書類等につきまして別添をご確認ください。

担当 横手市市民福祉部まるごと福祉課
介護保険係 佐々木・松井
〒013-8601 横手市中央町8番2号
電話番号 0182-35-2134
E-Mail: marugoto@city.yokote.lg.jp

令和7年4月1日より下記サービスについて、身体拘束廃止未実施減算および業務継続計画(BCP)未策定減算が適用となり、指定権者への届出がない場合は、減算型として取り扱われることとなります。適切に措置を講じていただき、下記のとおりご提出ください。

1.届出が必要なサービス

【令和7年4月適用開始分】身体拘束廃止未実施減算に係る届出について

＜対象サービス＞

(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用含む)、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用分)

※短期利用の届出をしていない認知症対応型共同生活介護事業所は届出の必要はありません。

【令和7年4月適用開始分】業務継続計画(BCP)未策定減算に係る届出について

＜対象サービス＞

訪問介護、第1号訪問型サービス、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援

2.必要書類

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」は、＜記入例＞を参考に提出してください。

届出内容が「業務継続計画未策定減算」または「身体拘束廃止未実施減算」のみの場合は、上記届出書のみの提出でかまいません。(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表や添付書類は不要)

同時に届け出る他の加算等がある場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」も併せてご提出ください。尚、当該一覧表については、令和7年4月からの標準様式が国から示されていないため、「業務継続計画(BCP)未策定減算」または「身体拘束廃止未実施減算」を基準型とする場合の当該体制については、届出書の「変更後」欄のみを記載していただくこととなります。

＜様式掲載ページ＞

ページ ID:1003003 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

<https://www.city.yokote.lg.jp/dl-list/1003003.html>

<介護給付費算定に係る体制等に関する届出書>HP 掲載ファイル名
 【居宅(予防)サービス】報酬届出書_留意事項(居宅介護支援含む)
 【地域密着型サービス】【居宅介護支援】報酬届出書・留意事項(添付書類)
 【介護予防・日常生活支援総合事業】報酬届出書

<記入例>

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(下部)」

	介護予防小規模多機能型居宅介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了			<input type="checkbox"/> 1有
	介護予防認知症対応型共同生活介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了			<input type="checkbox"/> 1有
	居宅介護支援			<input type="checkbox"/> 1新規	<input checked="" type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	令和7年4月1日	特記事項記載のとおり	
	介護予防支援			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了			
地域密着型サービス事業所番号等									
指定を受けている市町村									
介護保険事業所番号 (指定を受けている場合)									
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変更前					変更後			
						身体拘束廃止未実施減算 基準型 業務継続計画 (BCP) 未策定減算 基準型			
関係書類		別添のとおり							

3.提出期限

短期入所系、認知症対応型共同生活介護・・・令和7年4月 1日
 上記以外のサービス……………令和7年3月15日

4.提出方法

令和4年4月から本事項以外の加算等の体制が変わらない場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」様式のみを以下のファイル名に変更の上、メールにて送信してください。

<ファイル名>

「事業所名_身体拘束廃止未実施減算基準型.xlsx」または「事業所名_業務継続計画未策定減算基準型.xlsx」

<提出先>

まるごと福祉課介護保険係宛 E-mail marugoto@city.yokote.lg.jp

5.参考資料(法的根拠等)

1 業務継続計画(BCP)未策定減算について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護保険サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要があり、この基準を満たしていない場合は、施設・居住系サービスは基本報酬の100分の3、その他のサービスは100分の1が減算となります。

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

2 身体的拘束廃止未実施減算について

以下の身体的拘束の適正化のための措置を講じる必要があり、講じられていない場合は基本報酬の100分の1が減算となります。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

3 「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(厚生労働省 HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>

※P49 に「業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」、
P52 に「身体的拘束等の適正化の推進」の記載がございます。